Ⅰ　令和２年度教育奨学生募集の概要

<table>
<tr><th>種　類</th><th>教育資金</th><th>奨学金</th></tr>
<tr><td>対象学校
種別</td><td>高等学校、中等教育学校の後期課程、
特別支援学校高等部の本科、専修学校の高等課程</td><td>高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>次のすべてに該当すること
①　評定平均が次の基準を満たしていること。
１年生：申請時までの高等学校等の全科目の評定平均値が原則3.0以上であること。
ただし、高等学校等での学習成績が未評定である場合は、中学３年生時の全科目の評定平均値が原則3.5以上であること。
２年生以上：在学する学年とその前年における全科目の評定平均値が原則3.0 以上であること。

②　主たる家計支持者の認定所得額が、収入基準額以下であること。

【主たる家計支持者の収入の目安】
<table><tr><th>区　分</th><th>給与収入のみの場合
(収入金額・税込)</th><th>給与収入以外の場合
(収入金額－必要経費)</th></tr><tr><td>3人世帯</td><td>736万円</td><td>292万円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>807万円</td><td>342万円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>837万円</td><td>363万円</td></tr></table>※ 3人世帯：父、母、本人
※ 4人世帯：父、母、本人、兄又は姉が高校生（国公立自宅通学）
※ 5人世帯：上記4人世帯に祖父又は祖母を追加
・ この金額以上であっても、家族の状況により基準を満たす場合があります。</td><td>次のいずれかに該当すること
①　申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている
※ ただし、申請前に福祉事務所等の担当者に相談してください。
②　主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和元年度又は令和２年度分の市町民税が非課税になっている（P6 エ（イ））
③　主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和元年度又は令和２年度分の市町民税が減額になっている（P6 エ（ウ））
④　申請者の属する世帯全員の令和元年分又は令和２年分の収入合計が、生活保護法における基準額の1.5倍以下
【世帯全員の収入の目安】（生活保護基準額1.5倍）
<table><tr><td rowspan="2">居住地</td><td>静岡市
浜松市
沼津市
熱海市
伊東市</td><td>三島市
富士市</td><td>御前崎市
菊川市
牧之原市
賀茂郡
榛原郡
周智郡</td><td>その他</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>320万円</td><td>306万円</td><td>278万円</td><td>292万円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>425万円</td><td>405万円</td><td>360万円</td><td>380万円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>465万円</td><td>445万円</td><td>400万円</td><td>420万円</td></tr></table>※3人世帯：父44歳、母41歳、本人15歳、持家
※4人世帯：上記3人世帯に兄又は姉16歳を追加
※5人世帯：上記4人世帯に祖父又は祖母64歳を追加
・ 基準額は世帯員の年齢等の家族構成等によって異なります。
・ この金額以上であっても、家族の状況により基準を満たす場合があります。</td></tr>
<tr><td>併用申請
できない
貸付金</td><td colspan="2">母子父子寡婦福祉資金のうち修学資金、静岡県定時制通信制課程修学資金、他の都道府県が行っているこれらに準ずる資金や奨学金と同時に借りることはできません。
（なお、市町や民間が行っている奨学金等の中にも、同時に借りることができないものがありますので、利用を予定している場合は各自で確認してください。）</td></tr>
<tr><td>保 証 人</td><td colspan="2">連帯保証人２名（教育奨学生と同等の返還義務を負う）
うち① 保護者・・・１名
② 原則４親等以内の親族で、申請者及びその保護者と別に独立して生計を営む者・・・１名
※ 20 歳未満の者や教育奨学生・修学資金貸与者で返還が完済していない者は、連帯保証人にはなれません。</td></tr>
<tr><td>利　息</td><td colspan="2">無利子</td></tr>
<tr><td>返　還</td><td>期間：貸与を受けた金額により異なる
※参考　国公立自宅通学１年間貸与　　５年以内
私立自宅外通学３年間貸与　12 年以内</td><td>期間：20 年以内で本人が設定</td></tr>
<tr><td>延滞利息</td><td colspan="2">教育奨学金元金は無利子ですが、返還金が指定された日までに納入されない場合は、年10.75%の返還金延滞利息を返還金とは別に納付していただきます。（延滞利息＝返還額×10.75%×延滞日数／365 日）※閏年も365 日で計算</td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="2">申請　→　審査　→　貸与決定（申請から約2カ月後）　→　誓約書提出　→　振込（予定）：貸与月末日</td></tr>
</table>

（注）・申請できるのは上記のどちらか一つですので、十分検討して申請してください。

・申し込みにあたっては、市町村民税の所得割額が非課税の世帯の場合、返済不要の奨学給付金制度がありますので、そちらを活用願います。

Ⅱ　教育奨学金の申請について

1　教育奨学金の目的

静岡県では、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として奨学金制度を設けました。

県から学資の貸与を受ける生徒を「教育奨学生」といい、貸与される学資を「教育奨学金」といいます。教育奨学生は、教育奨学金の貸与を希望する人の中から選考の上決定されます。

教育奨学金は県民や国民の尊い税金が原資となっていて、その上で制度が成り立っています。卒業後返還されるお金は後輩の教育奨学金として再び活用される仕組みになっていますので、貸与を受けた人が決められた期間内にきちんと返還し、後輩のみなさんが経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう支えていくことが大切になります。

2　教育奨学生の心得

教育奨学生は、県が定める静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、教育奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がなかったり、学校内外の規律を乱すなど、教育奨学生としてふさわしくないと認められたときは、教育奨学金の貸与契約が解除されることになります。

3　貸与金額

区　分	教育資金及び奨学金			
	国公立の学校		私立の学校	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
月　額	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

4　貸与方法等

(1)　教育奨学金は、原則として教育奨学生名義の預金口座への振込みにより貸与します。
教育奨学生名義の預金口座がない場合は、やむを得ず保護者名義の預金口座へ振込みにより貸与します。

(2)　教育奨学金は、下表に示す月の末日までに振込みます。

貸与月	対　象	教育資金及び奨学金			
		国公立の学校		私立の学校	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
６月	４月から６月分	54,000円	69,000円	90,000円	105,000円
８月	７月及び８月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
１０月	９月及び10月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
１２月	11月及び12月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
２月	１月から３月分	54,000円	69,000円	90,000円	105,000円
年　額		216,000円	276,000円	360,000円	420,000円

(3)　教育奨学金は無利息です。
ただし、返還開始後、指定された納期限までに返還金を納付しなかった場合は、年10.75%の延滞利息を納めなければなりません。

5－1 教育資金

(1) 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する方です。

ア　保護者が県内に住所を有していること。（単身赴任等の理由により県外に居住している場合を含む。）

イ　学校教育法（以下「法」という。）による高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部の本科並びに専修学校の高等課程に在学していること。
（奨学金とは異なりますので御注意ください。）

ウ　１年生は、申請時までの高等学校等の全科目の評定平均値が原則３.０以上であること。ただし、高等学校等での学習成績が未評定である場合は、中学３年生時の評定平均値が原則３.５以上であること。
　２年生以上は、在学する学年とその前年における全科目の評定の平均値が原則３.０以上であること。

エ　令和元年又は令和２年において、世帯の主たる家計支持者の収入金額から所得金額を算出し、その金額から特別控除額を差し引いた認定所得金額が収入基準額以下であること。

【収入基準額の目安】

区　分	給与収入のみの場合 （収入金額・税込）	給与収入以外の場合 （収入金額－必要経費）
３人世帯 （例）父、母、本人	７３６万円	２９２万円
４人世帯 （例）上記の３人世帯に兄又は姉を追加	８０７万円	３４２万円
５人世帯 （例）上記の４人世帯に祖父又は祖母を追加	８３７万円	３６３万円

★この金額以上でも、家族の状況により基準を満たすことがあります。

※ 生活保護を受けている方の申請について

　平成17年４月から生活保護制度の改正により、高校生に対する公立学校授業料相当額、教科書及び通学費等の費用について、「給付」が受けられるようになりました。
　貸付金等の貸与を受けることで「給付」の一部が受けられなくなることがありますので、必ず市福祉事務所又は県健康福祉センターの担当者と相談の上で申請してください。

(2) 貸与期間

ア　貸与期間は１年（申請年度限り）です。
　翌年度も引き続き貸与を受けるには改めて貸与申請が必要ですが、簡易な手続により貸与決定を受けることができます。
　ただし、その学校の正規の修業年限（全日制の場合は３年、定時制課程又は通信制課程の場合は４年）を超えて貸与を受けることはできません。

イ　同一学年を重ねて履修する場合、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けていない期間がある場合に限り、その受けていない期間分について貸与を受けることができます。

(3) 教育資金の提出書類

＊　教育奨学金貸与申請書　(P17)
＊　家計等調書　(P18-19)
＊　下表に示す書類（主たる家計支持者分（収入が最も多い者））
＊　口座振込依頼書（委任状）　(P21)
・　保護者等の住民票（本籍地記載あり、ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ記載なし）※保護者が単身赴任等により県外居住の場合
・　在学証明書　※県外高校等に在学している者のみ
・　在寮証明書等の自宅外通学であることがわかる書類の写し　※自宅外通学者のみ

項　目			主な添付書類
家計等調書の１関係	年額で証明する場合	勤労収入の場合	令和元年分源泉徴収票の写し
		事業収入の場合	令和元年分確定申告書の控えの写し ＋青色申告決算書（青色）又は収支内訳書（白色）の写し （税務署等の受付印がない場合は、収入申告書（P23）、e-Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付）
		年金・児童扶養手当・生活保護等による収入がある場合	受給者の氏名、最新の金額及び内容が確認できる書類 （例）最新の年金改定通知書の写し （例）最新の児童扶養手当支払通知書の写し （例）生活保護受給証明書
		上記書類の提出ができない場合	令和２年度（令和元年分）課税証明書 ※６月以降
	月額で証明する場合	最近就職・転職した場合（右記のいずれか）	給与証明書（P22）※事業主に証明を依頼してください 直近３ヶ月分の給与明細書と前年の賞与明細書の写し 収入申告書（P23）（上記により難いときのみ）
		失業している場合	失業給付の受給額（見込額を含む）がわかる書類の写し ＋本人からの申立書（失業に至った経緯・求職活動の状況等を詳細に記載したもの）
	退職した者又は退職予定がある者の場合		上記いずれかの書類 ＋退職（予定）証明書等の写し
家計等調書の２関係	イ　障害のある人がいる世帯の場合（右記のいずれか）		障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳
	ウ　主たる家計支持者が別居している世帯の場合		経費内訳調書（P24） ＋別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具、家事用品等購入実費の領収書等の写し
	エ　申請時点で長期（６ヶ月以上）に療養中の人又は療養を必要とする人がいる世帯の場合		経費内訳調書（P24） ＋治療に係る診察代、治療代、医薬品の領収書等の写し
	オ　申請の前年から申請時までに火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯の場合		経費内訳調書（P24） ＋積算書類の写し ＋罹災証明書又は被害（盗難）届証明書

※該当項目について必要書類を添付してください。

5－2　奨学金

(1)　申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者とします。

ア　保護者が県内に住所を有していること。（単身赴任等の理由により県外に居住している場合を含む。）

イ　法に定める高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学していること。（教育資金とは異なりますので御注意ください。）

エ　次の(ｱ)から(ｴ)のいずれかに該当すること。

(ｱ)　令和元年度又は令和２年度において生活保護法による保護を受けた世帯に属する者

(ｲ)　主たる家計支持者が、障害者、寡婦(夫)のいずれかに該当しており、かつ、所得金額が 125 万円以下(給与収入で 2,044 千円未満）であることにより、令和元年度又は令和２年度の市町村民税が非課税となっている者

(ｳ)　主たる家計支持者が、地方税法第 323 条に基づき市町村条例の定めるところより令和元年度又は令和２年度の市町村民税が減免となっている者

(ｴ)　令和元年又は令和２年において世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であること。

（収入基準額の目安）

居住地	静岡市、浜松市 沼津市、熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市、菊川市 牧之原市、賀茂郡 榛原郡、周智郡	その他
3人世帯 （例）父44歳、母41歳、本人15歳、持家	320万円	306万円	278万円	292万円
4人世帯 （例）上記3人世帯に兄又は姉16歳を追加	425万円	405万円	360万円	380万円
5人世帯 （例）上記4人世帯に祖父又は祖母64歳を追加	465万円	445万円	400万円	420万円

★この金額以上でも、家族の状況により基準を満たすことがあります。

※ 生活保護を受けている方の申請について

平成17年４月から生活保護制度の改正により、高校生に対する公立学校授業料相当額、教科書及び通学費等の費用について、「給付」が受けられるようになりました。

貸付金等の貸与を受けることで「給付」の一部が受けられなくなることがありますので、必ず市福祉事務所又は県健康福祉センターの担当者と相談の上で申請してください。

(2)　貸与期間

ア　貸与期間は１年（申請年度限り）です。

翌年度も貸与を受けるためには、改めて初回と同様の書類一式を提出し申請する必要があります。

ただし、その学校の正規の修業年限（全日制の場合は３年、定時制課程又は通信制課程の場合は４年）を超えて貸与を受けることはできません。

イ　同一学年を重ねて履修する場合、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けていない期間がある場合に限り、その受けていない期間分について貸与を受けることができます。

(3)　奨学金の提出書類

＊　教育奨学金貸与申請書(P17)
＊　家計調書(P20)
＊　下表に示す書類（世帯全員分）
＊　口座振込依頼書(委任状)(P21)
・　保護者等の住民票(本籍地記載あり、ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ記載なし)※保護者が単身赴任等により県外居住の場合
・　在学証明書　※県外高校等に在学している者のみ
・　在寮証明書等の自宅外通学であることがわかる書類の写し　※自宅外通学者のみ

家計の状況等				主な添付書類
i　生活保護世帯				市福祉事務所長県健康福祉センター所長の発行する生活保護受給証明書
ii　地方税法第295条第１項による市町村民税が非課税(右記のいずれか)				市町村長が発行する所得及び課税状況がわかる書類 ※主たる家計支持者の本人該当事項(障がい者、老年者、寡婦等)及び社会保険料等の所得控除内訳が記載されていること
iii　地方税法第323条に基づく市町村条例の定めにより市町村民税が減免				減免を通知する書類の写し ＋ 所得(課税)証明書
iv　i～iii以外の世帯				
	家計調書の1関係	年額で証明する場合	勤労収入の場合	令和元年分源泉徴収票の写し
			事業収入の場合	令和元年分確定申告書の控の写し ＋青色申告決算書(青色)又は収支内訳書(白色)の写し (税務署等の受付印がない場合は、収入申告書(P23)、e-Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付)
			上記書類の提出ができない場合	令和２年度(令和元年分)課税証明書 ※６月以降
		月額で証明する場合	最近就職・転職した場合(右記いずれか)	給与証明書(P22) 直近３ヶ月分の給与明細書と前年の賞与明細書の写し 収入申告書(P23)（上記により難いときのみ）
			失業している場合	失業給付の受給額(見込額を含む)がわかる書類の写し ＋本人からの申立書(失業に至った経緯・求職活動の状況等を詳細に記載したもの)
		退職した者又は退職予定がある者の場合		上記いずれかの書類 ＋退職(予定)証明書等の写し
		学校給食費の支出がある場合		学校長の証明又は学校からの通知文の写し
		保護者が離婚調停中の場合		離婚調停中である旨の申立書
	家計調書の2から5関係	2-① 年金・児童扶養手当・傷病手当金等による収入がある場合		受給者の氏名、最新の金額及び内容が確認できる書類の写し (例)最新の年金改定通知書の写し (例)最新の児童扶養手当支払通知書の写し
		2-② 教育費等の仕送り・預貯金の切り崩し等がある場合		収入申告書(P23)
		3-① 妊婦・産婦がいる場合		母子健康手帳の写し（氏名及び出産(予定)日がわかるページ）
		3-② 障害のある人がいる場合		障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ＋最新の年金改定通知書又は年金振込通知書の写し
		4-① 入院又は通院により継続的に医療費がかかる者がいる場合		医師の証明書又は診断書 ＋医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写し
		4-② 介護施設入所又は介護サービスを継続的に受けている場合		介護施設等の領収書
		5 住宅が借家又は借間の場合		契約書又は県市営住宅家賃決定通知書の写し ＋直近の領収書の写し(口座振替の場合は通帳のコピー)

※該当項目について必要書類を添付してください。